

平成 28 年度予算案の概要

平成 27 年 12 月 24 日
内閣官房
一億総活躍推進室

単位：億円（括弧内は平成 27 年度当初予算額からの増減）
※は、当該予算額の内数で事業を実施するもの

第一の矢：希望を生み出す強い経済： 「名目 GDP600 兆円」の実現に向けた緊急対策

（主なもの）

- | | |
|----------------------------|------------|
| ○ IoT・ロボット・人工知能の技術開発・実証等支援 | 74 (+64) |
| ○ サイバーセキュリティ対策 | 22 (+14) |
| ○ 省エネ設備・省エネ住宅の導入支援 | 625 (+207) |
| ○ 女性・障害者等の活躍支援 | 90 (+24) |

中小企業における女性活躍推進のため、行動計画策定のための相談支援等を実施。

「障害者就業・生活支援センター」の体制の拡充（担当職員数 1 割増等）。

- | | |
|--------------------------------|--------------|
| ○ 「地方版総合戦略」に基づく地方の取組支援（=新型交付金） | 1000 (新規) |
| ○ 観光産業の振興等 | 416※ (+113※) |
| ○ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 | 450 (新規) |

28 年度予算案では 65 歳未満の低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けに係る分を計上。27 年度補正予算案では低所得の高齢者向けに係る分（3390 億円）を計上。

第二の矢：夢をつむぐ子育て支援： 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策

（主なもの）

- | | |
|-------------|----------|
| ○ 幼児教育の無償化☆ | 126 (新規) |
|-------------|----------|
- 多子世帯の保育料軽減（第 2 子の保育料半額、第 3 子の保育料無料）について、低所得世帯（年収約 360 万円未満）に限り、第 1 子の要件（保育所の場合は同時就園、幼稚園の場合は小 3 以下でのみ適用）を撤廃等。

- | | |
|-------------|-------------|
| ○ 教育費の負担軽減☆ | 1417 (+197) |
|-------------|-------------|
- 高校生等奨学給付金の充実（私立高校に通う非課税世帯の第 1 子：年額 39,800 円→67,200 円等）、無利子奨学金の対象枠拡大（1.4 万人増で 47.4 万人に）、国立大学授業料減免の充実（0.2 万人増で 5.9 万人に）、私立大学授業料減免の充実（0.3 万人増で 4.5 万人に）

- | | |
|-----------------|------------|
| ○ 児童扶養手当の機能の充実☆ | 1746 (+28) |
|-----------------|------------|
- 2 人目 5,000 円を 10,000 円に、3 人目以降 3,000 円を 6,000 円に倍増。
(2 人目加算額引上げは 36 年ぶり、3 人目以降加算額引上げは 22 年ぶり)

○ キャリアアップ助成金の拡充	410 (+189)
有期契約労働者の正社員転換の支援を強化（事業主が労働者を有期雇用から正規雇用に転換した場合、事業主に対する助成額を1人当たり50万円から60万円に増額等）。	
有期契約労働者の賃金を2%以上引上げた企業への支援強化（賃金テーブルを改定した事業主に対して、人数比例の助成額を1～3人の場合1.5～4.5万円→5万円など定額化）。また、被保険者の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げ及び労働時間の延長を行う事業主に対する支援を実施。	
○ ニート・フリーター等の就労・雇用安定化支援	75 (±0)
地域若者サポートステーションと学校等の連携を強化し、退学前からの切れ目のない支援を実施。フリーターに対する就職支援ナビゲーターによる職業相談等の実施。3年以内既卒者の採用・定着を図る企業に対する支援創設（初回採用者1年定着で50万円等）。	
○ 地域における結婚に向けた活動の支援	5 (新規)
補正予算案（25億円）においては先駆的事例を支援（補助率10/10）し、28年度予算案においては優良事例の横展開事業を支援（補助率1/2）。	
○ 不妊治療への助成拡充	158 (+27)
初回治療の助成額15万円を30万円に拡充（治療費の約50%→約100%相当）。男性不妊治療を実施した場合に15万円を上乗せ助成（治療費の約50%相当）。（補正予算案で前倒し措置7億円を別途計上）	
○ 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援	28 (+7)
子育て世代包括支援センター（いわゆる日本版ネウボラ）を核として、地域の関係機関が連携して、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を実施する仕組みの整備。	
○ 多様な保育サービスの充実（企業主導型保育事業等）	835 (新規)
事業主拠出金の引上げによる事業所内保育や病児保育等の運営費・整備費支援の創設。	
○ 保育人材の確保・育成	414 (+349)
ベテラン保育士の下でキャリアアップの体制整備を促す「チーム保育推進加算」の創設（43億円）。保育士の負担軽減を図るための保育補助者の配置費用の助成創設（118億円）。人事院勧告に伴う待遇改善（177億円。補正予算案では93億円を計上）等。	
○ 三世代同居の推進	150※ (+21※)
良質な三世代同居対応住宅の建築・リフォーム等を支援。（補正予算案で関連施策に161億円を別途計上）	
☆ ひとり親家庭・多子世帯への支援	3436 (+405)
☆の予算（幼児教育の無償化、教育費の負担軽減、児童扶養手当の機能の充実）に加えて、ワンストップ化による相談窓口の充実、子供の学習支援や居場所づくりを行う自治体の取組の支援等の合計額。	
○ 児童虐待防止策	64 (+26)
児童相談所における弁護士の活用促進や、養育里親の開拓・相互交流・トレーニング等を支援。	

第三の矢：安心につながる社会保障： 「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策

(主なもの)

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 高齢者の就労・起業支援の強化○ 介護施設・在宅サービスの整備○ サービス付き高齢者向け住宅の整備○ 介護人材の確保・育成○ 介護に取り組む家族のための総合的な相談体制の整備○ 介護休業給付の増額○ 健康寿命延伸に向けた取組推進○ 年金生活者等支援臨時福祉給付金 | 40 (+13)
423 (±0)
320※ (±0)
163 (+65)
16 (+2)
44 (+23)
9 (+5)
(再掲) |
|---|---|
- 積極的に高齢者の雇い入れ等を行う事業主に対する支援を拡充（50歳以上の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業者に対して1人当たり50万円等）。起業等により高年齢者等の雇用を創出する企業に対して助成措置を創設（60歳以上を雇い入れる場合200万円を上限に採用費用の2/3を助成等）。
- 地域医療介護総合確保基金を活用し、地域密着型の介護施設等の整備、用地確保に係る定期借地権設定の一時金、介護施設の開設準備を支援。（補正予算案に921億円を別途計上）
- サービス付き高齢者向け住宅の新築・改修を支援。（補正予算案で189億円を別途計上）
- 地域医療介護総合確保基金を活用し、介護人材の確保に向けた都道府県の取組を支援。介護事業主による賃金テーブルの設定等によるキャリアパスの整備、経営労務管理の専門家からアドバイスを受ける取組を支援。夜勤等が多い介護職員に対するベビーシッター等の幼児預かりサービスの利用料負担を軽減。
- 介護休業給付について、給付水準（現行40%）を育児休業給付と同水準（67%）に引上げ。
- 健康・予防のインセンティブに資する「ヘルスケアポイント」の好事例の横展開や、高齢者の重症化予防に資する専門家による保健指導などを行う事業。